

対象期間が 平成 31 年 6 月まで延長されました！

新消費税率で住宅を取得した方へのお知らせ

- ★ **引上げ後の消費税率**で新たに住宅を取得された方については、**国の支援制度**を受けられる場合があります。
- ★ 支援制度を利用する場合は、**所定の申請手続きを行う必要があります**のでご注意ください。

支援制度 1

住宅ローン減税（住宅借入金等特別控除）

- ★ 住宅ローンの金利負担を軽減するため、年末のローン残高の1%を所得税（一部、翌年の住民税）から控除する制度です。
- ★ **10年間継続して控除を受けることができる**ため、大きな減税効果があります。
- ★ 消費税率の引上げに伴い制度を大幅に拡充しました。

（注）消費税率5%で住宅取得される場合でも利用可能です（減税効果は少なくなります）。

要件について

対象住宅等について床面積等の**要件があります**。
対象となるかどうかについては、住宅事業者にご相談下さい。

詳細について

国土交通省又は国税庁のホームページをご覧ください。

制度利用方法

取得住宅に入居した年の次の年の**確定申告で申請**して下さい。
住宅ローン借入者毎に適用されます。

支援制度 2

すまい給付金

- ★ 自らが居住する住宅を**新消費税率で取得された方**に対し給付金を交付する新たな制度です。（注）消費税率5%で住宅取得する場合は給付対象外です。
- ★ 給付金額は、**住宅取得者の収入に応じて決まります**（下表参照）。

給付額について（消費税率8%時）

給付額は下表の給付額に登記上の持分割合を乗じた額となります。

(参考) 収入額の目安	住民税（都道府県）所得割額 ^注	給付額
4 2 5 万円以下	6.89 万円以下	3 0 万円
4 2 5 万円超 4 7 5 万円以下	6.89 万円超 8.39 万円以下	2 0 万円
4 7 5 万円超 5 1 0 万円以下	8.39 万円超 9.38 万円以下	1 0 万円

^注 神奈川県の場合は左表と異なります。

要件について

対象住宅等について床面積や検査等の**要件があります**。
対象となるかどうかについては、住宅事業者にご相談下さい。

詳細について

すまい給付金ホームページ又は電話問い合わせ窓口まで（下記参照）。

制度利用方法

引渡しを受けてから**1年3ヶ月以内に郵送又は窓口で申請**することが必要です。
住宅取得者毎に申請して下さい（事業者等による手続代行も可能）。

※申請先・申請方法については、すまい給付金ホームページをご参照下さい。

〔すまい給付金ホームページ〕 <http://sumai-kyufu.jp/>

〔電話問い合わせ窓口〕 0570-064-186

申請期間が3ヶ月
延長されました！

※上記以外にも利用可能な支援制度がある場合があります。